

大阪広域水道企業団水道技術管理者の職務等に関する規程
の一部を改正する規程のあらまし

- 1 四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴い、水道技術管理者の職務のより円滑な遂行を図るため、水道技術管理補助者を追加します。
- 2 この規程は、平成29年4月1日から施行します。